福井労発基0807第４号の２
令和８年８月７日

関係団体の長　殿

福井労働局長

令和８年度（第77回）全国労働衛生週間の実施について

日頃より、労働基準行政の推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、国民の労働衛生の意識高揚と、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じて、労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきた「全国労働衛生週間」について、令和８年７月31日付け基発0731第１号別添の「令和８年度全国労働衛生週間実施要綱」に基づき、本年度も10月１日から10月７日まで（準備期間は９月１日から９月30日まで）実施されます。

福井県内の過去10年間の精神障害の労災補償状況によると、請求件数が直近の３年にわたって連続で10件以上であり、毎年増加しています。さらに、令和７年５月14日付けで公布された労働安全衛生法の改正により、令和10年４月１日から、常時50人未満を使用する事業場もストレスチェックの実施が義務化することから、小規模事業場のメンタルヘルス対策の強化が求められます。

また、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」が改正され、令和８年４月１日付けで、治療と仕事の両立を促進するために必要な措置を講じることが事業者の努力義務となる規定が施行されたことから、両立支援のさらなる推進が求められています。

化学物質を取り巻く法規制について、化学物質管理制度の見直しが全面施行されて３年目を迎えたことから、自律的管理の着実な定着を図るとともに、リスクアセスメント結果に基づくばく露防止対策の実施など、化学物質管理の実効性向上を推進する必要があります。

このため、福井労働局においては、下記のとおり重点目標を掲げて労働衛生パトロールの実施等各種施策を展開し、それぞれの職場における労働衛生に関する意識の高揚を図り、自主的な労働衛生管理活動の推進を図ることとしています。

つきましては、貴団体におかれましても、本週間の趣旨を御理解いただき、広報等を通じて広く会員、関係事業者等に周知いただくとともに、下記に基づき、労働衛生パトロール及び労働衛生に係る自主点検の効果的な実施について、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1　福井労働局における全国労働衛生週間の重点目標
（1）ストレスチェック制度を含むメンタルヘルス対策の推進
（2）治療と就業の両立支援対策の推進
（3）化学物質の自律的管理の定着と実効性の向上

2　実施事項
（1）周知広報
（2）労働衛生パトロール
（3）労働衛生に係る自主点検

3　福井県内における全国労働衛生週間の実施者
（1）福井労働局（以下「局」という。）
（2）福井、武生、敦賀、大野労働基準監督署（以下「署」という。）
（3）次の災害防止団体及び各支部、分会等（以下「災害防止団体等」という。）
　ア　公益社団法人福井県労働基準協会・各支部（以下「協会等」という。）
　イ　建設業労働災害防止協会福井県支部・各分会
　ウ　陸上貨物運送事業労働災害防止協会福井県支部
　エ　林業・木材製造業労働災害防止協会福井県支部
　オ　港湾貨物運送事業労働災害防止協会日本海総支部山陰支部敦賀港分会
　カ　公益社団法人建設荷役車両安全技術協会福井県支部
　キ　一般社団法人日本ボイラ協会福井支部
　ク　公益社団法人日本作業環境測定協会北信越支部福井分会

4　周知広報について
（1）局及び署はホームページ、各種説明会等において周知広報に努めることとする。
（2）災害防止団体等はホームページ、機関誌等により周知広報に努めることとする。

5　労働衛生パトロール
（1）実施者
　署及び協会等
（2）実施日
　労働衛生パトロール（以下「パトロール」という。）については、令和８年10月１日（木）とするが、他の行事等との兼ね合いで実施が困難な場合には、全国労働衛生週間の期間中であれば他の日においても実施できるものとする。

（３）実施対象

署及び協会等はパトロールを効果的に実施するため、適宜、対象について事前の調整を行うものとする。

なお、社会福祉施設や商業などの第三次産業や道路貨物運送業についても可能な範囲で対象に含めるよう努めるものとする。

（４）実施手法

ア　パトロールは様式１「労働衛生パトロール点検票」を活用し、巡回等の方法により点検票の各事項の確認を行うものとし、点検票の下欄において結果を評価するものとする。

イ　パトロールにおいては、重点目標に係るリーフレットを手交するなど周知を行うものとする。

ウ　パトロール参加者は、必要に応じて、腕章、保護帽等を着用することとし、改善を要する事項があれば、原則的にその場で改善を指導するものとする。

エ　上記のほか、署及び協会等はパトロールを効果的に実施するため、必要に応じて相互に協力するものとする。

６　労働衛生に係る自主点検

（１）実施者

災害防止団体等

（２）実施日

労働衛生に係る自主点検については、全国労働衛生週間の期間中とする。

（３）実施対象

前記（１）の実施者の傘下各事業場と対象とする。

（４）実施手法等

ア　様式２「労働衛生自主点検票」を傘下各事業場に配布して実施するものとする。

イ　自主点検の実施に当たっては、リーフレットを併せて配布するなどにより、重点目標の周知に努めるものとする。

ウ　点検票の回収、分析等は実施者の判断とする。

添付資料

別添１　令和８年７月31日付け基発0731第１号
「令和８年度（第77回）全国労働衛生週間の実施について」

様式１　労働衛生パトロール点検票

様式２　労働衛生自主点検票

参考　　全国労働衛生週間チラシ